

参考資料(資料1)

「山口市地域福祉計画」「山口市地域福祉活動計画」策定状況

(1) 「山口市地域福祉計画」(計画期間：H16～H20)

平成16年3月、合併前の旧山口市において、住民相互の支え合いの仕組みや、利用者主体の視点から福祉サービスの総合化を図ることを目的に計画を策定しており、1市4町による新設合併後においても、次期計画策定までの間は、この計画を引き継いで地域福祉を推進してきました。

(2) 「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」(計画期間：H21～H25)

平成21年3月、市と市社会福祉協議会とは、市民や地域、各関係機関など地域福祉に関わるすべての人と協働し、支え合いの地域社会づくりを進めていくため、それぞれの計画を連携しながら一体的に策定しました。

(3) 「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」(計画期間：H26～H29)

平成26年3月、市と市社会福祉協議会は、地域福祉の新たな方向性を位置づけ、市民や地域、各関係機関など地域福祉にかかわる人々をはじめ、あらゆる人と協働し、支え合いの地域社会づくりを進めるため、引き続き、一体的な計画を策定しました。

(4) 「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」(計画期間：H30～R4)

平成30年3月、市と市社会福祉協議会は、改正社会福祉法を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に取り組み、市民や地域、各関係機関など地域福祉にかかわる人々をはじめ、あらゆる人と協働し、支え合いの地域社会づくりを進めるため、引き続き、一体的な計画を策定しました。

参考資料(資料1)

根拠法令：社会福祉法（107条） ※令和2年改正

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

参考資料(資料1)

山口市各計画の策定状況

年度	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	
山口市総合計画 (まちづくり構想)	[H30~R9]										
山口市総合計画 (まちづくり計画)	[H30~R4]				[H5~R9]						
山口市地域福祉計画・ 山口市地域福祉活動計画	[H30~R4]				[H5~R9]						
山口市元気いきいき推進計画	[H27~R4]				[R5~R9]						
山口市子ども・子育て 支援事業計画	[H27~H31]		[R2~R6]								
山口市高齢者保健福祉計画・ 山口市介護保険事業計画	[H30~R2]			[R3~R5]							
山口市障がい者きらめきプラン	[H30~R4]				[R5~R9]						
山口市障害者福祉サービス 実施計画	[H30~R2]			[R3~R5]							
山口市成年後見制度利用 促進基本計画				[R3~R8]							
山口市自殺対策計画			[R2~R8]								
山口市再犯防止推進計画			[R2~R6]								

参考資料(資料1)

山口市社協関係計画

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
基盤強化計画	[H25~H29]※第一次			[H30~R4]※第二次				

小地域福祉活動計画

〔合併前〕
旧山口市：H14年から各地域ごとに順次策定

第1次計画

第2次計画

第3次計画

第4次計画

区分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
大殿	第2次計画 ★第3次計画策定	第3次計画			第4次計画		第4次計画	
白石	第3次計画			第4次計画		第4次計画		
湯田	第2次計画				第3次計画		第3次計画	
仁保	第2次計画 ★第3次計画策定		第3次計画			第4次計画		第4次計画
小鯖	第4次計画			第4次計画		第4次計画		
大内	第1次計画 ★第2次計画策定	第2次計画			第3次計画		第3次計画	
宮野	第3次計画			第4次計画		第4次計画		
吉敷	第2次計画		第3次計画			第3次計画		
平川	第2次計画				第3次計画		第3次計画	
大歳	第2次計画			第3次計画		第3次計画		

参考資料(資料1)

小地域福祉活動計画

第1次計画

第2次計画

第3次計画

第4次計画

区分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	
陶	第2次計画		★第3次計画策定	第3次計画				★第4次計画策定	
鑄銭司	第2次計画 ★第3次計画策定	第3次計画			★第4次計画策定		第4次計画		
名田島	第2次計画		★第3次計画策定	第3次計画				★第4次計画策定	
秋穂二島	第3次計画			★第4次計画策定	第4次計画				
嘉川	第3次計画				★第4次計画策定	第4次計画			
佐山	第2次計画 ★第3次計画策定		第3次計画			★第4次計画策定		第4次計画	
小郡	第1次計画					★第2次計画策定	第2次計画		
秋穂	★第1次計画策定	第1次計画				★第2次計画策定	第2次計画		
阿知須	第1次計画					★第2次計画策定	第2次計画		
徳地	串	第1次計画 ★第2次計画策定	第2次計画				第3次計画		
	出雲	第1次計画 ★第2次計画策定	第2次計画			★第3次計画策定		第3次計画	
	八坂	第1次計画 ★第2次計画策定	第2次計画			★第3次計画策定		第3次計画	
	島地	第1次計画		★第2次計画策定	第2次計画				★第3次計画策定
	柚野	第1次計画			★第2次計画策定	第2次計画			
阿東	★第1次計画策定	第1次計画				★第2次計画策定	第2次計画		

参考資料(資料1)

山口県地域福祉支援計画

県では、社会福祉法第108条の規定に基づき、「第四次山口県地域福祉支援計画」(H30年度～R4年度)を策定され、地域福祉活動の基本的方向を示され、広域的な見地から市町における地域福祉の推進の支援に関する事項を定められている。

当該計画においても、令和4年度に計画の終了期間を迎えることから、令和5年度から計画期間とする「第五次山口県地域福祉支援計画」の策定に向けた準備を進められている。

社会福祉法 ※抜粋

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事するものの確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

参考資料(資料1)

国の動向①

平成28年6月 7月 12月 平成29年2月	<p><u>「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる。</u></p> <p>「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置</p> <p>「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)</p> <p><u>社会福祉法改正案を提出</u></p> <p><u>「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定</u></p>
平成29年6月	<p><u>改正社会福祉法公布</u></p> <p>《内容》</p> <ol style="list-style-type: none">1 地域福祉推進の理念を規定2 理念を実現するため、市町村が以下の包括的支援体制づくりに努める旨を規定<ol style="list-style-type: none">①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制3 地域福祉計画の充実
平成30年4月	改正社会福祉法の施行
令和 2年3月	<u>社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案を提出</u>
令和 2年6月	<u>改正社会福祉法可決・成立</u>
	<p>《内容》</p> <p><u>社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設</u></p> <ol style="list-style-type: none">① I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくり支援に向けた支援を一体的に実施する事業を創設②新たな事業は実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業③新たな事業を実施する市町村に対して、相談、地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

参考資料(資料1)

国の動向②

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

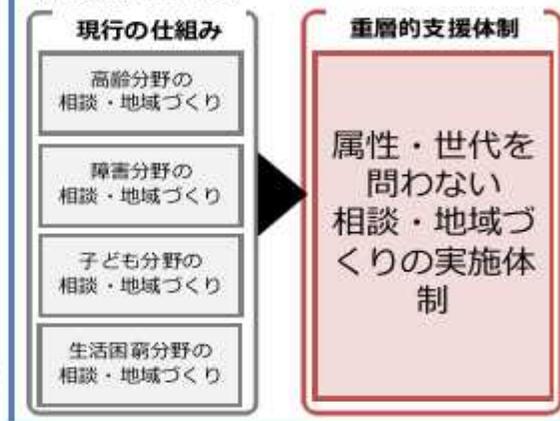
(参考) モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像



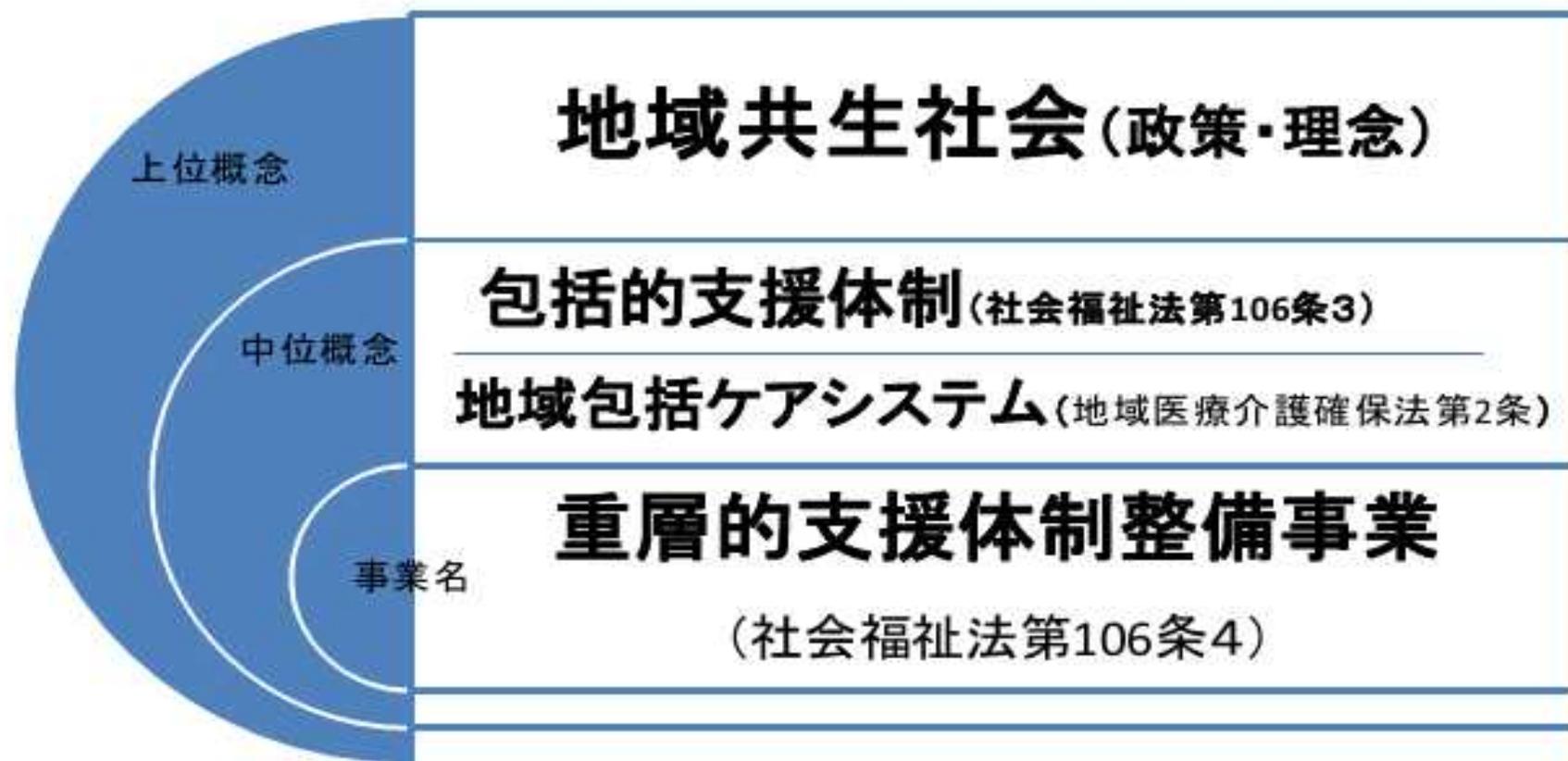
相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
(ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
(イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

諸概念の整理



参考資料(資料1)

国の動向④

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

